平成 25 年 11 月 12 日

各　　位

会 社 名　武 蔵 野 興 業 株 式 会 社
代表者名　代表取締役社長　河野 義勝
（コード番号　9635　東証第二部）

会 社 名　　有 限 会 社 河 野 商 事
代表者名　代表取締役　河野 義勝

問合せ先　武 蔵 野 興 業 株 式 会 社
取締役総務部長　仲村　正憲
（TEL　03-3352-0052）

有限会社河野商事による
武蔵野興業株式会社株券（証券コード 9635）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

有限会社河野商事は、平成 25 年 11 月 12 日、武蔵野興業株式会社株券を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以　上

本資料は、有限会社河野商事（公開買付者）が、武蔵野興業株式会社（本公開買付けの対象会社）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第３０条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）
武蔵野興業株式会社株券（証券コード 9635）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

添付資料：武蔵野興業株式会社株券（証券コード9635）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

平成25年11月12日

各　　位

会 社 名　有限会社河野商事
代表者名　代表取締役　　河野 義勝

武蔵野興業株式会社株券（証券コード9635）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

有限会社河野商事（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成25年11月12日、下記のとおり武蔵野興業株式会社（コード番号：9635、東京証券取引所市場第二部、以下「対象者」といいます。）の普通株式を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、不動産の賃貸並びにコンサルタント業務等を主たる事業の内容として平成16年10月に設立された有限会社であり、本日現在において、対象者の筆頭株主であり代表取締役社長である河野義勝氏がその議決権の全てを直接所有し、かつ当社の代表取締役を務めております。本日現在、当社の特別関係者である河野義勝氏（所有株式数3,478,693株、所有割合（対象者が平成25年８月13日に提出した第143期第１四半期報告書に記載された平成25年６月30日現在の発行済株式総数（10,500,000株）に対する所有株式数の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。）33.13%）及び当社と対象者の取締役を兼務し、河野義勝氏の配偶者である河野優子氏（所有株式数824,640株、所有割合7.85%）、河野義勝氏の長男である河野勝樹氏（所有株式数32,916株、所有割合0.31%）は対象者普通株式を合計で4,336,249株（所有割合41.30%）を保有しております。

当社は、対象者の第２位株主である株式会社リサ・パートナーズ（以下「リサ・パートナーズ」といいます。）が、本日現在、所有する対象者普通株式 1,526,625 株（所有割合 14.54%）の一部である1,000,000 株（所有割合 9.52%）（以下「リサ・パートナーズ応募予定株式」といいます。）を取得し、当社及び当社の特別関係者が所有する対象者普通株式の所有割合の合計が50.82%（5,336,249株）とすることを目的として本公開買付けの実施を決定いたしました。なお、本公開買付けは、本日現在、当社及び当社の特別関係者が所有する対象者株券等に係る株券等所有割合の合計が三分の一を超えているため、法第27条の２第１項第２号の規定に従い公開買付けの手続きをとるものです。

本公開買付けにあたり、当社はリサ・パートナーズとの間で、リサ・パートナーズ応募予定株式について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。なお、かかる応募についての前提条件は存在しません。

本公開買付けにおいては、リサ・パートナーズ応募予定株式の応募を前提として行われ、また、当社は本公開買付け後も引き続き対象者普通株式の上場を維持する方針であることを理由として、買付予定の株券等の数は、当社とリサ・パートナーズとで合意した応募株式数と同数である 1,000,000 株（所有割合 9.52%）を買付予定数の上限及び下限として設定しております。そのため、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。他方、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,000,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付

け等を行いません。

対象者が平成25年11月12日に公表した「有限会社河野商事による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者の取締役会は、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、当社、対象者及びリサ・パートナーズのいずれからも独立したリーガル・アドバイザーである弁護士雨宮眞也法律事務所から本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法・過程について法的助言を受けながら慎重に審議、検討の上、本公開買付けにより当社がリサ・パートナーズの保有している対象者普通株式の一部を取得し、実質的に河野義勝氏が対象者の支配株主となることは、①短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、対象者の経営安定が図られ、長期的な視点での事業計画と運営が可能となり、今後の事業の再構築と企業価値の向上に有益であること、②本公開買付けは対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における上場を維持することを企図しており、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、③本公開買付け後における対象者の役員構成についても現状が維持されることから、当社及び当社の特別関係者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが今後も可能と判断し、一方で危惧される支配株主による独断的な経営に関しましても、対象者社外役員（社外取締役２名及び社外監査役２名）の監視・監督により、経営の透明性及び取引の公正性を担保し、一定の独立性を維持していくことで、一般株主の利益と相反しない経営を継続できるとの判断に至ったことから、平成25年11月12日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて賛同の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役２名全員の一致により、決議したとのことです（なお、対象者によれば、対象者の取締役は合計５名であるところ、そのうち、河野義勝氏、河野優子氏及び三村篤氏については、後記「（３）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の理由により、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。）。

なお、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、①本公開買付けの主たる目的が、当社がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであり、本公開買付けにおける対象者普通株式の１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）についても、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉により、両者が合意した価格であり、かつ直近の市場価格よりディスカウントされた買付価格であること、また、②当社は、1,000,000株（所有割合 9.52%）を上限として本公開買付けを実施するため、当社が所有する対象者普通株式の所有株式数は、最大で1,000,000株（所有割合9.52%）にとどまり、対象者普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所市場第二部における上場を維持することが企図されており、今後も対象者普通株式は企業価値判断に基づき市場での一般的な取引が可能であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者の普通株式を引き続き保有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが望ましいとの判断に至り、その旨を審議及び決議に参加した取締役２名全員の一致により、決議したとのことです（なお、対象者によれば、河野義勝氏、河野優子氏及び三村篤氏については、後記「（３）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」記載の理由により、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。）。

また、上記の平成25年11月12日開催の対象者取締役会には、対象者の監査役３名のうち体調不良による健康上の理由から審議及び決議を欠席した社外監査役である小木郁哉氏を除く２名（うち１名は社外監査役）が出席しており、いずれも上記の対象者の取締役会における決議事項（すなわち、本公開買付けについて、①賛同の意見を表明する旨、及び②本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、対象者普通株式について本公開買付けに応募するか否かは、それぞれ株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議）について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景及び理由

当社は、平成16年10月に設立された、当社の代表取締役であり、かつ対象者の代表取締役社長である河野義勝氏が、議決権の100%を直接保有する有限会社であります。不動産の賃貸並びにコンサルタント業務を主たる事業内容としております。

一方、対象者は、映画興行を目的として大正９年に設立された株式会社武蔵野館を起源として、昭和24年に東京証券取引所に株式を上場し、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しており、対象者、子会社３社、関連会社２社による対象者グループを形成し、「社会に健全な娯楽を提供すること」を主

要な事業目的として、映画館を経営する映画事業、土地・建物の賃貸並びに販売と仲介を行う不動産事業、自動車教習所を経営する自動車教習事業及び住宅関連資材の販売や軽飲食店の経営委託を行う商事事業等を行っているとのことです。しかしながら、映画事業は事業構造上作品の持つ話題性や集客力次第で、営業成績が大きく左右される特性があり、経営成績に重要な影響を与える要因となることから、近年では、不動産を中心とした資産の有効活用を最重要経営戦略と位置付け、不動産事業部門を経営の主軸に据え、看板事業である映画事業部門や自動車教習部門の活性化に努めているとのことです。加えて、平成25年10月22日付で公表した「フィリピンにおけるリゾート開発関連事業に関する検討の開始について」によれば、フィリピンにおけるリゾートマンションの分譲やアニメーションスクールの設立運営等に対し、対象者グループでの出資もしくは事業運営への参画の検討を開始したとのことです。

また、本公開買付けに応募予定の株式を保有する対象者の第２位の大株主であるリサ・パートナーズは、企業・債権・資産のビジネス領域において、投融資からアドバイザリーまで横断的に広範囲にわたる事業を展開する企業であり、平成17年５月27日開催の対象者取締役会決議に基づき、リサ・パートナーズとの間で、両社の関係強化及び相互の発展を主要な目的とする資本提携についての基本合意書を締結し、対象者の連結子会社が所有していた対象者株式を同日付でリサ・パートナーズが１株当り215円で1,526,625株（所有割合14.54%）を譲受けて現在に至っているとのことです。その後、対象者はリサ・パートナーズと共同して作成した事業計画を推し進め、所有不動産の流動化や不稼働資産の売却などの諸施策を同社の協力のもとに実行し、平成23年9月には、当該計画の柱であった所有不動産の流動化スキームが一定の成果を上げ完結したことで、両社の資本提携による当初の目的は達成されたとのことです。

以上の経緯を経て、対象者は、平成25年７月上旬頃、リサ・パートナーズより、同社が保有する対象者普通株式を売却し、資本提携関係を一部解消する意向を有している旨を示されましたが、対象者としても、所有不動産の流動化スキームが完結し、リサ・パートナーズとの資本関係を解消する時期に来ていると考えていた時期での申し入れであったため、これを受け入れる方向で検討を行ってきたとのことです。対象者は、資本提携関係の一部解消に伴い、同社所有の対象者株式が一時的にまとまって株式市場に放出されることによる対象者普通株式の流動性及び市場価格に与える影響や、今後の事業展開を円滑に行える経営環境としての安定的な株主構成の維持に配慮し、対象者と良好な関係にある取引先等の第三者による買い受けや対象者が自己株式として買い受けることの可能性、並びに対象者の関連当事者による取得といった方法を、対象者の資本政策上、望ましい株式移動の手段と考え、その可能性につき検討を重ねたとのことです。しかしながら、対象者による自己株式としての買い受けに関しましては、繰越損失が存在する現在の状態では、会社法第461条１項２号・３号の規制上、これを行うことができず、また、取引先等の第三者による買い受けにつきましても、消費税の増税等、先行きに不透明感がある現在の経済環境において、リサ・パートナーズが売却を希望する対象者株式数が相当規模に及ぶことから、長期安定保有を依頼できるような適切な企業等の選定に至らなかったとのことです。

このような状況の中、当社の代表取締役であり対象者の筆頭株主である河野義勝氏が議決権のすべてを保有する対象者の関連当事者である当社が、リサ・パートナーズの株式売却の意向を汲んで、買い受けを行うことが、前述した対象者の資本政策のビジョンに違わず、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の向上に安定的に寄与する最善の手段であるとの判断に至り、リサ・パートナーズと応募株式買い取りの交渉を行い、一定の条件が整えば買い受けを行うとの意向を対象者は得ることができたとのことです。

その結果、当社がリサ・パートナーズ応募株式を買い取り、当社と対象者との間の協力関係を構築していくことが、①対象者の今後の事業計画に影響を与えずに、②短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の企業価値向上に資するものと考え、平成25年11月12日に当社とリサ・パートナーズとの間でリサ・パートナーズ応募予定株式を本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成25年11月12日に、本公開買付けを実施すること、及び当社におけるリサ・パートナーズ応募予定株式を買付けが可能な財務状況及び資金繰りに鑑み、また、リサ・パートナーズも対象者との資本提携関係を一挙に全て解消するのではなく、段階的に取り組みながら今後の方針を検討していくとの考えから、買付け株数は 1,000,000 株とすることを決定いたしました。当社といたしましては、対象者株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触することがないよう、本公開買付け後も対象者株式の上場を引き続き維持することを企図しており、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、危惧される支配株主による独断的な経営の可能性については、対象者の役員における社外役員の監視・監督により、取引の公正性を担保し、当社との協力関係をさらに強化し、対象者の企業価値向上を図っていく方針です。また、本公開買付け後における対象者の役員構成につきましては、現状を維持いたします。

なお、本公開買付け終了後におきまして、対象者とリサ・パートナーズとの関係については、対象者が保有している不動産の有効活用についての助言を、対象者はリサ・パートナーズより得ていることもあり、引き続き良好な事業関係を継続する予定とのことですが、リサ・パートナーズから対象者への役員の派遣は行われないとのことです。また、リサ・パートナーズが本公開買付けに応募する予定でない対象者普通株式 526,625 株（所有割合 5.02%）についてのリサ・パートナーズの保有方針については、引き続き保有しながら方針を検討していくとのことです。

当社は、本公開買付けの主たる目的がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉を重ね、両者が合意した価格とする方針を採用しました。

当社とリサ・パートナーズは、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の６ヶ月間（平成 25 年４月１日から平成 25 年９月 30 日まで）の市場価格終値の推移（161 円～200 円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けの交渉を開始した時期である平成 25 年７月を基準として、交渉期間である平成 25 年７月１日から平成 25 年９月 30 日までの３ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値である 178 円から 24.16%ディスカウントをした価格である 135 円をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしており、当社は対象者の関連当事者として相当程度に把握している対象者の事業・財務内容に関する情報を踏まえて、当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断いたしました。また、対象者は、平成 25 年 11 月８日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、本修正が本公開買付価格に与える影響はございません。なお、本公開買付けに際し、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

また、本公開買付価格である１株当たり 135 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 25 年 11 月 11 日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値 178 円に対して 24.16%（小数点以下第三位を四捨五入。以下ディスカウントの計算について同じ。）のディスカウント、過去１ヶ月間（平成 25 年 10 月 11 日から平成 25 年 11 月 11 日まで）の終値の単純平均値 180 円に対して 25.00%のディスカウント、過去３ヶ月間（平成 25 年８月 12 日から平成 25 年 11 月 11 日まで）の終値の単純平均値 180 円に対して 25.00%のディスカウント、過去６ヶ月間（平成 25 年５月 10 日から平成 25 年 11 月 11 日まで）の終値の単純平均値 177 円に対して 23.73%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

(3) 利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程において、利益相反を回避する観点から、主として以下の内容の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を講じているとのことです。

① 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成 25 年 11 月 12 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けについて、慎重に審議、検討した結果、本公開買付けにより当社が、リサ・パートナーズの保有している対象者株式の一部を取得し、実質的に、河野義勝氏が対象者の支配株主となることは、ⅰ）短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、対象者の経営安定が図られ、長期的な視点での事業計画と運営が可能となり、今後の事業の再構築と企業価値の向上に有益であること、ⅱ）本公開買付けは対象者普通株式の東京証券取引所市場第二部における上場を維持することを企図しており、本公開買付けにおいて、本公開買付けの買付予定数の上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される予定であること、ⅲ）本公開買付け後における対象者の役員構成についても現状が維持されることから、当社及び当社の特別関係者以外の株主の利益保護及びすべてのステークホルダーにも配慮した経営を行うことが今後も可能と判断し、一方で危惧される支配株主による独断的な経営に関しましても、対象者の社外役員（社外取締役２名及び社外監査役２名）の監視・監督により、経営の透明性及び取引の公正性を担保し、一定の独立性を維持していくことで、一般株主の利益と相反しない経営を継続できるとの判断に至り、本公開買付けについての賛同の意見を表明することを、審議及び決議に参加した取締役２名全員の一致により、決議したとのことです。なお、本公開買付

価格の妥当性については、ⅰ）本公開買付けの主たる目的が、当社がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであり、本公開買付価格についても、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉により、両者が合意した価格であり、かつ直近の市場価格よりディスカウントされた買付価格であること、また、ⅱ）当社は、1,000,000 株（所有割合 9.52%）を上限として本公開買付けを実施するため、当社が所有する対象者普通株式の所有株式数は、最大で 1,000,000 株（所有割合 9.52%）にとどまり、対象者普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所市場第二部における上場を維持することが企図されており、今後も対象者普通株式は企業価値判断に基づき市場での一般的な取引が可能であることから、対象者の株主の皆様としては本公開買付け成立後も対象者の普通株式を引き続き保有することにも十分な合理性が認められることに鑑み、本公開買付価格の妥当性については、意見を留保し、本公開買付けに応募されるか否かについては、株主の皆様の判断に委ねることが望ましいとの判断に至り、その旨を審議及び決議に参加した取締役２名全員の一致により、決議したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役は合計５名であるところ、そのうち、河野義勝氏は当社の代表取締役を兼務していることから、河野優子氏は河野義勝氏の配偶者であり、かつ当社及び対象者の取締役を兼務していることから、また、三村篤氏は本公開買付けに応募する旨の合意を得ているリサ・パートナーズの元従業員であることから、利益相反のおそれを回避する観点から、かかる対象者取締役会における本公開買付けに関する審議及び決議には参加していないとのことです。

また、上記の平成 25 年 11 月 12 日開催の対象者取締役会には、対象者の監査役３名のうち体調不良による健康上の理由から審議及び決議を欠席した社外監査役である小木郁哉氏を除く２名（うち１名は社外監査役）が出席しており、いずれも対象者の取締役会が上記の意見表明をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。

② 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る審議に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社、対象者及びリサ・パートナーズのいずれからも独立した弁護士雨宮眞也法律事務所を法務アドバイザーに選任し、本公開買付けに対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのことです。なお、対象者は本公開買付けの検討以前から弁護士雨宮眞也法律事務所に法務アドバイスを依頼しており、本公開買付けの検討に当たり、法務アドバイザーを変更した事実はないとのことです。

(4) 上場廃止となる見込みの有無について

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しておりますが、本公開買付けは対象者の上場廃止を企図するものではなく、当社は 1,000,000 株（所有割合 9.52%）を上限として本公開買付けを実施いたしますので、当社が所有する対象者普通株式の所有株式数は、最大で 1,000,000 株（所有割合 9.52%）であり、本公開買付け後における当社及び当社の特別関係者が所有する対象者普通株式の所有株式数は、合計で 5,336,249 株（所有割合 50.82%）にとどまります。従いまして、対象者普通株式は、本公開買付け終了後も引き続き東京証券取引所市場第二部における上場が維持される予定です。

(5) 本公開買付け後の株券等の追加取得の予定

本公開買付けは、リサ・パートナーズと合意したリサ・パートナーズ応募予定株式（1,000,000 株、所有割合 9.52%）を取得することを主たる目的として実施するものであることから、当社は、現時点において、本公開買付け終了後に対象者普通株式を追加で取得することは予定しておりません。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

当社は、平成 25 年 11 月 12 日付にて、対象者普通株式 1,526,625 株（所有割合 14.54%）を所有するリサ・パートナーズとの間で、リサ・パートナーズ応募予定株式について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、かかる応募についての前提条件は存在しません。また、リサ・パートナーズが本公開買付けに応募する予定でない対象者普通株式 526,625 株（所有割合 5.02%）についてのリサ・パートナーズの保有方針については、引き続き保有しながら方針を検討していくとのことです。

2．買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①	名称	武蔵野興業株式会社	
②	所在地	東京都新宿区新宿三丁目27番10号	
③	代表者の役職・氏名	代表取締役社長　河野 義勝	
④	事業内容	映画館の経営 商業テナントビル、賃貸マンションを中心とした不動産経営 自動車教習所の経営 住宅関連資材卸売及び軽飲食店等の委託経営	
⑤	資本金	1,004,500千円（平成25年3月31日現在）	
⑥	設立年月日	大正9年5月15日	
⑦	大株主及び持株比率 （平成25年3月31日現在）	河野　義勝	33.13%
		株式会社リサ・パートナーズ	14.54%
		河野　優子	7.85%
		有限会社エムワン・インベストメンツ	4.56%
		株式会社みずほ銀行（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	3.62%
		株式会社小泉	2.89%
		佐藤　ミカ	0.61%
		穂本　繁久	0.37%
		河野　勝樹	0.31%
		清水　紀子	0.25%
⑧	公開買付者と対象者の関係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	当社の代表取締役である河野義勝氏は、対象者の代表取締役社長を兼務しており、当社の議決権の100%を保有しております。また、当社の取締役である河野優子氏は、対象者の取締役を兼務しております。
		取引関係	直接の取引はありません。当社の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である河野義勝氏は、当社に1億7,000万円の貸し付けを行っております。
		関連当事者への該当状況	当社は、対象者の主要株主であり当社の代表取締役及び対象者の代表取締役社長である河野義勝氏が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社であり、関連当事者に該当します。

(2) 日程等

①日程

取締役による決定	平成25年11月12日（火曜日）
公開買付開始公告日	平成25年11月13日（水曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）
公開買付届出書提出日	平成25年11月13日（水曜日）

②届出当初の買付け等の期間

平成25年11月13日（水曜日）から平成25年12月11日（水曜日）まで（21営業日）

③対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30 営業日、平成 25 年 12 月 25 日（水曜日）までとなります。

(3) 買付け等の価格

普通株式　　１株につき金 135 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

①算定の基礎

当社は、本公開買付けの主たる目的がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉を重ね、両者が合意した価格とする方針を採用しました。

当社とリサ・パートナーズは、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の６ヶ月間（平成 25 年４月１日から平成 25 年９月 30 日まで）の市場価格終値の推移（161 円～200 円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けの交渉を開始した時期である平成 25 年 7 月を基準として、交渉期間である平成 25 年７月１日から平成 25 年９月 30 日までの３ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値である 178 円から 24.16%ディスカウントをした価格である 135 円をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしており、当社は対象者の関連当事者として相当程度に把握している対象者の事業・財務内容に関する情報を踏まえて、当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断いたしました。また、対象者は、平成 25 年 11 月８日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、本修正が本公開買付価格に与える影響はございません。なお、本公開買付けに際し、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

また、本公開買付価格である１株当たり 135 円は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成 25 年 11 月 11 日の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値 178 円に対して 24.16%のディスカウント、過去１ヶ月間（平成 25 年 10 月 11 日から平成 25 年 11 月 11 日まで）の終値の単純平均値 180 円に対して 25.00%のディスカウント、過去３ヶ月間（平成 25 年８月 12 日から平成 25 年 11 月 11 日まで）の終値の単純平均値 180 円に対して 25.00%のディスカウント、過去６ヶ月間（平成 25 年５月 10 日から平成 25 年 11 月 11 日まで）の終値の単純平均値 177 円に対して 23.73%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

②算定の経緯

当社は、平成 16 年 10 月に設立された、当社の代表取締役であり、かつ対象者の代表取締役社長である河野義勝氏が、議決権の 100%を直接保有する有限会社であります。不動産の賃貸並びにコンサルタント業務を主たる事業内容としております。

一方、対象者は、映画興行を目的として大正９年に設立された株式会社武蔵野館を起源として、昭和 24 年に東京証券取引所に株式を上場し、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場しており、対象者、子会社３社、関連会社２社による対象者グループを形成し、「社会に健全な娯楽を提供すること」を主要な事業目的として映画館を経営する映画事業、土地・建物の賃貸並びに販売と仲介を行う不動産事業、自動車教習所を経営する自動車教習事業及び住宅関連資材の販売や軽飲食店の経営委託を行う商事事業等を行っているとのことです。しかしながら、映画事業は事業構造上作品の持つ話題性や集客力次第で、営業成績が大きく左右される特性があり、経営成績に重要な影響を与える要因となることから、近年では、不動産を中心とした資産の有効活用を最重要経営戦略と位置付け、不動産事業部門を経営の主軸に据え、看板事業である映画事業部門や自動車教習部門の活性化に努めているとのことです。加えて、平成 25 年 10 月 22 日付で公表した「フィリピンにおけるリゾート開発関

連事業に関する検討の開始について」によれば、フィリピンにおけるリゾートマンションの分譲やアニメーションスクールの設立運営等に対し、対象者グループでの出資もしくは事業運営への参画の検討を開始したとのことです。

また、本公開買付けに応募予定の株式を保有する対象者の第２位の大株主であるリサ・パートナーズは、企業・債権・資産のビジネス領域において、投融資からアドバイザリーまで横断的に広範囲にわたる事業を展開する企業であり、平成 17 年５月 27 日開催の対象者取締役会決議に基づき、リサ・パートナーズとの間で、両社の関係強化及び相互の発展を主要な目的とする資本提携についての基本合意書を締結し、対象者の連結子会社が所有していた対象者株式を同日付でリサ・パートナーズが１株当り 215 円で 1,526,625 株（所有割合 14.54%）を譲受けて現在に至っているとのことです。その後、対象者はリサ・パートナーズと共同して作成した事業計画を推し進め、所有不動産の流動化や不稼働資産の売却などの諸施策を同社の協力のもとに実行し、平成 23 年９月には、当該計画の柱であった所有不動産の流動化スキームが一定の成果を上げ完結したことで、両社の資本提携による当初の目的は達成されたとのことです。

以上の経緯を経て、対象者は、平成 25 年７月上旬頃、リサ・パートナーズより、同社が保有する対象者普通株式を売却し、資本提携関係を一部解消する意向を有している旨を示されましたが、対象者としても、所有不動産の流動化スキームが完結し、リサ・パートナーズとの資本関係を解消する時期に来ていると考えていた時期での申し入れであったため、これを受け入れる方向で検討を行ってきたとのことです。対象者は、資本提携関係の一部解消に伴い、同社所有の対象者株式が一時的にまとまって株式市場に放出されることによる対象者普通株式の流動性及び市場価格に与える影響や、今後の事業展開を円滑に行える経営環境としての安定的な株主構成の維持に配慮し、対象者と良好な関係にある取引先等の第三者による買い受けや対象者が自己株式として買い受けることの可能性、並びに対象者の関連当事者による取得といった方法を、対象者の資本政策上、望ましい株式移動の手段と考え、その可能性につき検討を重ねたとのことです。しかしながら、対象者による自己株式としての買い受けに関しましては、繰越損失が存在する現在の状態では、会社法第 461 条１項２号・３号の規制上、これを行うことができず、また、取引先等の第三者による買い受けにつきましても、消費税の増税等、先行きに不透明感がある現在の経済環境において、リサ・パートナーズが売却を希望する対象者株式数が相当規模に及ぶことから、長期安定保有を依頼できるような適切な企業等の選定に至らなかったとのことです。

このような状況の中、当社の代表取締役であり対象者の筆頭株主である河野義勝氏が議決権のすべてを保有する対象者の関連当事者である当社が、リサ・パートナーズの株式売却の意向を汲んで、買い受けを行うことが、前述した対象者の資本政策のビジョンに違わず、今後の対象者のさらなる成長・発展と企業価値の向上に安定的に寄与する最善の手段であるとの判断に至り、リサ・パートナーズと応募株式買い取りの交渉を行い、一定の条件が整えば買い受けを行うとの意向を対象者は得ることができたとのことです。

その結果、当社がリサ・パートナーズ応募株式を買い取り、当社と対象者との間の協力関係を構築していくことが、ⅰ）対象者の今後の事業計画に影響を与えずに、ⅱ）短期的な投資回収を目的としない会社が安定大株主となることで、長期的な視点での事業運営が可能となり、対象者の企業価値向上に資するものと考え、平成 25 年 11 月 12 日に当社とリサ・パートナーズとの間でリサ・パートナーズ応募予定株式を本公開買付けに応募する旨の合意に至り、平成 25 年 11 月 12 日に、本公開買付けを実施すること、及び当社におけるリサ・パートナーズ応募予定株式を買付けが可能な財務状況及び資金繰りに鑑み、また、リサ・パートナーズも対象者との資本提携関係を一挙に全て解消するのではなく、段階的に取り組みながら今後の方針を検討していくとの考えから、買付け株数は 1,000,000 株とすることを決定いたしました。当社といたしましては、対象者株式が東京証券取引所の定める上場廃止基準に抵触することがないよう、本公開買付け後も対象者株式の上場を引き続き維持することを企図しており、上場会社としての対象者の独立性を確保しつつ、危惧される支配株主による独断的な経営の可能性については、対象者の役員における社外役員の監視・監督により、取引の公正性を担保し、当社との協力関係をさらに強化し、対象者の企業価値向上を図っていく方針です。また、本公開買付け後における対象者の役員構成につきましては、現状を維持いたします。

なお、本公開買付け終了後におきまして、対象者とリサ・パートナーズとの関係については、対象者が保有している不動産の有効活用についての助言を、対象者はリサ・パートナーズより得ていることもあり、引き続き良好な事業関係を継続する予定とのことですが、リサ・パートナーズから対象者への役員の派遣は行われないとのことです。また、リサ・パートナーズが本公開買付けに応募する予定でない対象者普通株式 526,625 株（所有割合 5.02%）についてのリサ・パートナーズの保有方

針については、引き続き保有しながら方針を検討していくとのことです。

当社は、本公開買付けの主たる目的がリサ・パートナーズ応募予定株式を取得することであることに鑑み、本公開買付価格については、当社とリサ・パートナーズとの協議・交渉を重ね、両者が合意した価格とする方針を採用しました。当社とリサ・パートナーズは、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、本公開買付価格につきましても、対象者普通株式の市場価格を基に検討することといたしました。そして、対象者普通株式の６ヶ月間（平成25年４月１日から平成25年９月30日まで）の市場価格終値の推移（161円～200円）及び株式市場における取引状況等を総合的に勘案し、協議・交渉した結果、本公開買付けの交渉を開始した時期である平成25年７月を基準として、交渉期間である平成25年７月１日から平成25年９月30日までの３ヶ月間の東京証券取引所市場第二部における対象者普通株式の終値の単純平均値である178円から24.16%ディスカウントをした価格である 135 円をもって本公開買付価格とすることについて合意いたしました。

なお、本公開買付価格の決定に際しては、対象者普通株式の取引が一般的に金融商品取引所を通じて行われていることを勘案し、対象者普通株式の市場価格を基に検討することとしており、当社は対象者の関連当事者として相当程度に把握している対象者の事業・財務内容に関する情報を踏まえて、当社が想定した対象者株式の価値は本公開買付価格以上であると判断いたしました。また、対象者は、平成25年11月８日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しておりますが、本修正が本公開買付価格に与える影響はございません。なお、本公開買付けに際し、本公開買付価格の算定に関する第三者の意見の聴取等の措置は講じておりません。

③算定機関との関係

当社は、本公開買付けの決定に際し、第三者機関からの算定書は取得しておらず、該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
1,000,000(株)	1,000,000(株)	1,000,000(株)

（注1）応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,000,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	― 個	（買付け等前における株券等所有割合 ― %）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	4,333個	（買付け等前における株券等所有割合 41.39%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	1,000個	（買付け等後における株券等所有割合 9.55%）
対象者の総株主等の議決権の数	10,411個	

（注1）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（1,000,000株）に係る議決権の数です。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成25年８月13日に提出した第143期第１四半期報告書に記載された平成25年３月31日現在の総株主等の議決権の数です。
ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式（ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者の上記第１四半期報告書に記載された平成25年３月31日現在の単元未満株式数（59,000株）から同日現在の単元未満の自己株式数（767株）を控除した58,233株に係る議決権の数（58個）を加算し、対象者の総株主等の議決権の数を10,469個として計算しています。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金　　135 百万円

(注)「買付代金」は、本公開買付けにおける買付予定数（1,000,000 株）に、１株当たりの買付価格を乗じた金額です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほ証券株式会社　　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

② 決済の開始日

平成 25 年 12 月 17 日（火曜日）

(注) 法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は平成 26 年１月６日（月曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

④ 株券等の返還方法

下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（1,000,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（1,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第５項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に１単元未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方法により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元（追加して１単元の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切り捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数）減少させるものとします。ただし、切り上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第１項第１号イないしリ及びヲないしソ、第３号イないしチ及びヌ、並びに同条第２項第３号ないし第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第１項第３号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、以下の事項のいずれかに該当する場合をいいます。

ｉ）対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合
ⅱ）対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第 13 条第１項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第１項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込みの受付票を添付の上、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後、速やかに前記「（9）決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の６第１項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第 30 条の２に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、係る送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 25 年 11 月 13 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

みずほ証券株式会社　　東京都千代田区大手町一丁目５番１号

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

上記「１．買付け等の目的等」の「（４）上場廃止となる見込みの有無について」及び「（５）本公開買付け後の株券等の追加取得の予定」をご参照ください。

４．その他

⑴ 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容については、上記「１.買付け等の目的等」の「（３）利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「①対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認」をご参照ください。

⑵ 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 業績予想の修正

対象者は、平成 25 年 11 月８日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の業績予想の修正の概要は、以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照下さい。

平成26年３月期第２四半期（累計）連結業績予想数値の修正（平成25年４月１日～平成25年９月30日）

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	740	35	55	55	5.25
今回修正予想（B）	772	12	26	24	2.38
増減額（B－A）	32	△23	△29	△31	
増減率（%）	4.3	△65.7	△52.7	△56.4	
(ご参考)前期第２四半期実績(平成25年３月期第２四半期)	744	77	70	35	3.39

平成26年３月期通期連結業績予想数値の修正（平成25年４月１日～平成26年３月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	１株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	1,500	75	85	65	6.21
今回修正予想（B）	1,500	55	65	55	5.25
増減額（B－A）	－	△20	△20	△10	
増減率（%）	－	△26.7	△23.5	△15.4	
（ご参考）前期実績（平成25年３月期）	1,500	116	106	73	6.98

② 平成 26 年３月期第２四半期決算連結短信

対象者は、平成 25 年 11 月 12 日に「平成 26 年３月期　第２四半期決算短信［日本基準］(連結)」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の損益状況の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

平成26年３月期第２四半期決算短信〔日本基準〕（連結）の概要（平成25年11月12日公表）

ⅰ） 損益の状況（連結）

決算年月	平成26年３月期 （第143期）第２四半期連結会計期間
売上高	772,910千円
売上原価	408,163千円
販売費及び一般管理費	352,384千円
営業外収益	25,581千円
営業外費用	11,845千円
四半期純利益	24,884千円

ⅱ） １株当たりの状況（連結）

決算年月	平成26年３月期 （第143期）第２四半期連結会計期間
１株当たり四半期純利益	２円38銭
１株当たり配当額	０円00銭
１株当たり純資産額	286円27銭

以上